

## 苅田町農地賃借料情報の提供について

改正農地法の施行(平成21年12月施行)に伴い、標準小作料が廃止されました。標準小作料に代わり賃借料の目安になるものとして、農地の賃借料を決定する際の判断材料の一つとしてご活用ください。

【お問い合わせ】

苅田町農業委員会事務局(苅田町役場内1階) 電話 093-434-1901

### 苅田町賃借料情報

令和6年1月から令和6年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下の通りとなっております。

令和7年6月30日

苅田町農業委員会

#### 1. 田(水稻)の部

| 締結(公告)された地域名      | 平均額     | 最高額    | 最低額   | データ数 | 備考 |
|-------------------|---------|--------|-------|------|----|
| A 地 区             | 12,000  | 40,000 | 4,000 | 213  |    |
| B 地 区             | 11,500  | 30,000 | 4,600 | 88   |    |
| C 地 区             | 該当データなし |        |       |      |    |
| (参考)<br>苅 田 町 平 均 | 11,900  |        |       | 301  |    |

#### 2. 畑(普通畑)の部

| 締結(公告)された地域名 | 平均額     | 最高額 | 最低額 | データ数 | 備考 |
|--------------|---------|-----|-----|------|----|
| 全 域          | 該当データなし |     |     |      |    |

\*1 データ数は、集計に用いた筆数である。

\*2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg当たり20,000円に換算している。

\*3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

\*4 「(参考) 苅田町平均」の平均額は、各区分の平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値である。

A地区: 猪熊、木ノ元、片島、岡崎、葛川の一部(農用地区域内)、稲光、山口・谷の一部(県道苅田採銅所線より東側)、法正寺、黒添、鋤崎

B地区: 与原、二崎、新津、葛川(農用地区域外)、稲光上の一部(ほ場整備地域内)、八田山の一部(農用地区域内)、山口・谷の一部(県道苅田採銅所線より西側)、浄土院の一部(ほ場整備地域内)

C地区: 稲光上の一部(ほ場整備地域外)、八田山の一部(農用地区域外)、北谷、本谷、浄土院の一部(ほ場整備地域外)